



租税管理法のガイダンス、および、 税務・税関に関する最新の ガイダンス

2021年12月

Contents

- 1 租税管理法およびDecree 126/2020/ND-CPの一部条項に対するガイダンス Circular 80/2021/TT-BTC
- 2 付加価値税、個人所得税および個人事業主の租税管理に関するCircular 40/2021/TT-BTCの一部条項を改正するCircular 100/2021/TT-BTC
- 3 行政違反罰則に関する各政令の一部条項を改正するDecree 102/2021/ND-CP

- 4 コロナ禍による困難に直面している労働者および雇用主への支援政策に関する首相決定Decision 23/2021/QD-TTgの一部条項を改正する首相決定Decision 33/2021/QD-TTg
- 5 税務当局での不服申立て解決に伴う直接協議制度の公布に関する決定Decision 1490/QD-TCT
- 6 インボイス・証票に関する2021年9月17日付けCircular 78/2021/TT-BTCでの新しい内容を紹介する税務総局Official Letter 4144/TCT-CS
- 7 コロナ禍に関連する費用項目および支援金の個人所得税上の取り扱い
- 8 輸入貨物の破棄に関するOfficial Letter 4125/TCHQ-TXNK
- 9 破棄が許可された輸出製品製造のために輸入した貨物に関するOfficial Letter 4783/TCHQ-TXNK
- 10 輸出製品製造のための見なし輸入貨物に関するOfficial Letter 7074/TXNK-CST

1. 租税管理法およびDecree 126/2020/ND-CPの一部条項に対するガイダンス Circular 80/2021/TT-BTC

2019年租税管理法および2020年10月19日付け政令Decree 126/2020/ND-CPの一部条項に対するガイダンスとして2021年9月29日付けCircular 80/2021/TT-BTCが財政省から公布されました。本ガイダンスは、2022年1月1日から施行され、以下のガイダンスが廃止されます。

- 租税管理法、租税管理法を改正する法律、および、政令Decree 83/2013/ND-CPIに対するガイダンスCircular 156/2013/TT-BTC;
- 付加価値税還付の管理に対するガイダンスCircular 99/2016/TT-BTC;
- 付加価値税還付の管理に対するガイダンスCircular 99/2016/TT-BTCを改正するCircular 31/2017/TT-BTC;
- 町、村、地区レベルの税務諮問委員会の活動に関するCircular 208/2015/TT-BTC;
- 消費者へ交付するインボイスに通常の市場取引価格より低い価格が記載された自動車、二輪車の販売業者に対する推定課税のガイダンスCircular 71/2010/TT-BTC;
- Circular 156/2013/TT-BTCの第34a条第1項を改正するCircular 06/2017/TT-BTC;
- Circular 156/2013/TT-BTCの第48条第4項b1を改正するCircular 79/2017/TT-BTC.

Circular 80/2021/TT-BTCの公布により、2022年1月1日以降の申告期間から、現行の税務申告様式が全て変更されます。2021年度確定申告様式も本ガイダンスの様式を使用します。Circular 80/2021/TT-BTCでは、手続き簡素化および納税者支援を踏まえた租税管理システムの変更、そして、Decree 126/2020/ND-CPの詳細ガイダンスおよび内容明確化を目的としており、現行の租税管理規定から多くの変更が見られます。

2. 付加価値税、個人所得税および 個人事業主の租税管理に関する Circular 40/2021/TT-BTCの一部条 項を改正するCircular 100/2021/TT-BTC



Circular 40/2021/TT-BTCの一部条項を改正する2021年11月15日付けCircular 100/2021/TT-BTCが財政省から公布されました。注意すべき事項としては、以下のような点があります。

- 電子商取引サイトの所有者は、個人からの委任に基づいて、税務申告・納税を代替します。従来Circular 40では、個人に代わって電子商取引サイトの所有者に税務申告・納税の義務が課されており、サイト上で営業する個人の情報提供義務も課されていました。
- 1年に満たない期間で資産を賃貸する個人で年間収入が1億VND以下の場合、付加価値税および個人所得税の納税義務が課されません。従来Circular 40では、課税対象となる収入額を連続する12か月で計算することとしており、年間収入が1億VND未満であっても、連続する12か月で計算すると付加価値税および個人所得税の課税対象になってしまう例が挙げられていました。

Circular 100は、2022年1月1日から施行されます。

3. 行政違反罰則に関する各政令の一部条項を改正するDecree 102/2021/ND-CP




租税・インボイス、税関、保険事業・宝くじ事業、公共資産の管理・使用、節約実施・浪費防止、国家備蓄、国庫、独立会計・監査の各々の分野における行政違反処罰に関する各政令の一部条項を改正する2021年11月16日付け政令Decree 102/2021/ND-CPが公布されました。主要な事項は、以下の通りです。



Decree 102/2021/ND-CPは、2022年1月1日から施行されます。

- インボイスの贈与・販売行為に対しては、2千万VNDから5千万VNDの罰金。但し、印刷注文をしたがまだ使用開始届けをしていないインボイスの贈与・売却行為、顧客から第三者の組織・個人のための印刷注文がされたインボイスの贈与・売却行為は除きます。
- 2022年1月1日以降は、インボイスに関する行政違反処罰の時効が2年になります（現行規定の1年から変更されます）。
- インボイスの紛失・火難・破損行為に対する処罰を規定するDecree 125/2020/ND-CPの第26条第3項および第4項が改正されました。具体的には、インボイス使用期間中での使用開始届け済み、または、税務当局から購入済みだけれどもまだ未発行のインボイスに関わる紛失、火難または破損行為に対する罰金、そして、発行済み（顧客用写しも交付済み）で、かつ、販売側が申告納税済み、商品・サービスの売買を証明する書類、資料、証票を持っている場合のインボイスに関わる紛失、火難または破損行為に対する罰金は、4百万VNDから8百万VNDです。
- Decree 125/2020/ND-CPの第26条第2項、第3項および第4項が規定する場合以外で、インボイス使用期間中またはインボイス保管期間中での発行済みかつ税務申告済みインボイスに関わる紛失、火難または破損行為に対する罰金は、5百万VNDから1千万VNDです。

4. コロナ禍による困難に直面している労働者および雇用主への支援政策に関する首相決定Decision 23/2021/QD-TTgの一部条項を改正する首相決定Decision 33/2021/QD-TTg



コロナ禍による困難に直面している労働者および雇用主への支援政策に関する首相決定Decision 23/2021/QD-TTgの一部条項を改正する2021年11月6日付け首相決定Decision 33/2021/QD-TTgが公布されました。具体的な内容は、以下の通りです。

- Decision 23/2021/QD-TTgによる支援を受ける条件が緩和されました。2021年1月末までの社会保険料を全額納付済み、または、年金・遺族年金基金への納付を一時的に停止している雇用者で、コロナ禍の影響により、2021年1月時点と比較して申請書類提出時点での社会保険加入労働者数を10%以上減少させざるを得なかった場合が新たな条件となりました。
- 失業保険に加入する労働者への雇用者による失業保険料の納付が、支援申請時点までで12か月分以上なされていること、および、職業訓練に参加した労働者への失業保険料納付に関する社会保険当局による確認書様式が公布されました。
- 労働契約の実施を一時的に延期する労働者、無給休暇を取得する労働者で支援を受けることができる対象に関する規定が改正されました。具体的には、労働契約実施の一時的延期、労働契約期間内での無給休暇が、連続して15日以上となり、その開始時点が2021年5月1日から2021年12月31日までの期間の間であり、その開始時点の月、または、その直前の月に強制社会保険に加入していた労働者は、支援対象に該当することになります。

5. 税務当局での不服申立て解決に伴う直接協議制度の公布に関する決定 Decision 1490/QD-TCT

税務当局での不服申立て解決に伴う直接協議制度の公布に関する2021年10月22日付け 決定Decision 1490/QD-TCTが税務総局から公布されました。この決定では、以下のような注意すべき内容が見られます。



直接協議の実施は、不服申し立ての内容が複雑であること、税額・罰金・延滞金利の金額が大きいこと、法令規定の適用にあたって考え方が複数あること、税法以外の他法令政策に関連することなどの要素を考慮して検討されます。



協議結果は、税務当局長が不服申立ての解決方法を決定する前の検討・参照情報として税務当局長へ報告します。



議決参加者の50%から70%以上が賛成した不服申立て解決案の場合、協議実施の主催組織は、当該解決案の方向で不服申立てを解決するか、または、引き続き協議を実施するという結論で税務当局長へ報告します。



協議仮定における関係者の権利および義務についても述べています。

6. インボイス・証票に関する2021年9月17日付けCircular 78/2021/TT-BTCでの新しい内容を紹介する税務総局Official Letter 4144/TCT-CS



以前の弊社ニュースレターでご案内させて頂いたインボイス・証票に関する2021年9月17日付けCircular 78/2021/TT-BTCで見られる新しい内容を紹介する2021年10月28日付けOfficial Letter 4144/TCT-CSが税務総局から公布されました。このOfficial Letterでは、注目すべき内容が、改めて、まとめられていますのでご留意下さい。

- 物品の販売者またはサービスの提供者となる企業、経済組織、その他組織は、Decree 132/2020/ND-CP第5条第2項の規定により自社の関連者となる第三者が電子インボイスの使用条件を備えている対象となり、かつ、電子インボイスの使用を停止する場合に該当しない場合、当該第三者に対して、物品販売またはサービス提供に関わる電子インボイスの発行を委任することができます。委任については、両者の間で文書化（委任契約書または委任合意書）しておく必要があります。同時に、委任側および受託側は、税務当局へ届出をする必要があります。
- 電子インボイスに間違いがあり、処理（修正または代替発行）をしたが、まだ間違いが残ってしまった場合、2回目以降の処理は、初回の処理と同様に実施します。販売側は、間違いのあるインボイス毎の修正、または、間違いのあるインボイス複数に対する修正について、遅くとも、発生した修正インボイスの付加価値税申告期限までに、税務当局へ通知する必要があります。
- 印刷注文インボイス、自社印刷インボイス、コード無し電子インボイスの使用開始通知、または、税務当局のコード付き電子インボイスの適用届出、あるいは、税務当局のインボイス購入を、Circular 78/2021/TT-BTC公布日（2021年9月17日）前に実施している場合、2022年6月30日まで既存インボイスの使用を継続することができます。
- Circular 78/2021/TT-BTC公布日（2021年9月17日）から2022年6月30日までの期間に新規設立された企業が、ITインフラの条件を満たし、かつ、税務当局から電子インボイス適用実施の通知を受けた場合、税務当局のガイダンスに従い実施します。

7. コロナ禍に関連する費用項目および支援金の個人所得税上の取り扱い

➤ 税務総局Official Letter 4110/TCT-DNNCN

コロナ禍に関連する費用項目に対する税務政策に関する2021年10月17日付けOfficial Letter 4110/TCT-DNNCNが税務総局から公布されました。具体的には、実際に発生した以下のコロナ対応費用は、インボイスおよび証票に不備がなければ、法人所得税の計算に際して損金算入が認められ、また、個人所得税の課税所得にも含まれません。

- 外国へ出張に行った場合の国内および外国での隔離費用（食費、宿泊費、検査費など）。
- ベトナム入国地からの送迎費、または、陽性発見地から隔離場所までの送迎費。
- 隔離期間中の生活費。
- 労働者のためのコロナ検査費、または、検査キット購入費、勤務中の感染リスクを避けるための労働者防護設備の購入費。
- 労働者に「3つの現場（現場での生産、現場での食事、現場での休憩・宿泊）」を実施させるための食費および宿泊費。

➤ 税務総局Official Letter 4102/TCT-DNNCN

労働者の個人所得税課税所得に関する2021年10月25日付けOfficial Letter 4102/TCT-DNNCNが税務総局から公布されました。コロナ禍の影響を受けた労働者および雇用主への支援政策を定めた2021年7月7日付け首相決定 Decision 23/2021/QD-TTgに基づいて、労災・職業病基金への保険料納付額減額により得た全額を労働者によるコロナ対策への支援に使用した場合、当該支援金は、労働者の個人所得税課税所得には含めません。



8. 輸入貨物の破棄に関するOfficial Letter 4125/TCHQ-TXNK

原材料、輸出製品、スクラップ・不良品、固定資産を形成する機械設備の破棄に際する税関手続きに関する2021年8月20日付けOfficial Letter 4125/TCHQ-TXNKが税関総局から公布されました。概要は以下の通りです。

- 輸出製品製造のために輸入した貨物（輸入形態コードE31）を破棄する前に税関当局へ送付する通知に関して：

破棄する必要がある輸出製品製造のために輸入した貨物、即ち、原材料、余剰原料資材、スクラップ、不良品、破損製品は、2021年4月25日（Decree 18/2021/ND-CPの施行日）以降に破棄すれば輸入関税が免税されます。破棄の前に、破棄の方法、破棄の場所を明記した通知を文書で税関当局へ提出しなければなりません。また、破棄は、環境に関する法令の規定に従い実施する必要があります。

- 固定資産を形成する輸入貨物の破棄に関して：

輸出入関税法の規定により免税された固定資産を形成する輸入貨物の破棄は、規定を遵守し、かつ、税関職員の直接的監視を受ける必要があります。破棄前に、破棄する貨物、破棄の理由、破棄の時間および場所を明記した通知書を、規定に従う管轄当局による破棄許可文書と共に、税関当局へ提出しなければなりません。貨物の破棄が許可されて、かつ、法令の規定に従う手続きを不備なく実施すれば、輸入関税が免税されます。



9. 破棄が許可された輸出製品製造のために輸入した貨物に関するOfficial Letter 4783/TCHQ-TXNK

輸出製品製造のために輸入した原料・資材、輸出用に製造した製品、製造過程で発生したスクラップ・不良品を破棄する必要が生じた場合の税務政策に関する2021年10月8日付けOfficial Letter 4783/TCHQ-TXNKが税関総局から公布されました。概要は以下の通りです。

製造工程へまだ投入していない輸入原料・資材、破棄する必要があるスクラップ・不良品について：

- 輸出製品製造のために輸入した原料・資材、製造過程で発生したスクラップ・不良品の破棄が許可されて、かつ、税関法令の規定に従い実際に破棄された場合、輸入関税が免税されます。
- 破棄後にその他製品の回収ができて、国内市場での販売に使用した場合、税務当局に対して、特別消費税（該当する場合）、環境保護税（該当する場合）、付加価値税の申告・納税をする必要があります。

十分な品質の製品を、出荷前に、検査に出して破棄する場合、または、輸出市場が見つからず破棄せざるを得ない場合について：

- 破棄が許可されて、かつ、税関法令の規定に従い実際に破棄された場合、輸入関税が免税されます。
- 破棄後にその他製品の回収ができて、国内市場での販売に使用した場合、税務当局に対して、特別消費税（該当する場合）、環境保護税（該当する場合）、付加価値税の申告・納税をする必要があります。

輸入原料・資材、製品の暫定的破棄処理について：

- 輸入原料・資材、輸出用に製造した製品・半製品に暫定的破棄処理を行い国内市場へ販売する場合は、スクラップとは見なされず、輸入関税が免税される場合には該当しません。この場合、新たに税関申告書を申告し、暫定的な破棄処理を行う必要がある製品・半製品を製造するために使用した原料・資材に関わる税金を適切に納税する必要があります。



10. 輸出製品製造のための見なし輸入貨物に関するOfficial Letter 7074/TXNK-CST

輸出製品製造のために、輸出加工企業（EPE）から、または、外国企業の指示に基づいて非関税区分、および、在ベトナムの他企業（非輸出加工企業）から、輸出製品製造用として原料の見なし輸入をした場合の税務政策に関する2021年9月15日付けOfficial Letter 7074/TXNK-CSTが税関総局から公布されました。概要は以下の通りです。

- 非輸出加工企業が、輸出製品製造のために、売買契約によって輸出加工企業（EPE）から直接に貨物を輸入した場合、Decree 134/2016/ND-CP第12条第2項の規定を満たせば、輸入関税が免税となります。申告書は、輸入関税が免税され、付加価値税が非課税となる輸出製品製造のための原料輸入であるコードE31を使用します。
- 輸出加工企業（EPE）と外国企業との間の売買契約によって、輸出加工企業（EPE）が外国企業へ製品を販売するけれども、当該外国企業の指示により別のベトナム企業へ製品を納品する場合、ベトナム企業が輸出加工企業（EPE）から見なし輸入する貨物は、Decree 134/2016/ND-CP第12条第2項の規定を満たせば、輸入関税が免税となります。申告書は、輸入関税が免税され、付加価値税が非課税となる輸出製品製造のための原料輸入であるコードE31を使用します。
- 非輸出加工企業が、ベトナムに拠点を持たない外国企業からの商品購入契約を締結して、当該外国企業の指示に基づいて、在ベトナムの他企業から商品の納品を受ける場合、この見なし輸入貨物は、商取引による輸入であるコードA11、または、原料輸入であるコードA12を使用して輸入申告をし、輸入関税の申告・納税を行います。

その他の税目については、コードA11、A12の申告書に応じた税金を申告・納税します。

見なし輸入貨物が製造過程に投入されて、実際に外国または非関税区分へ輸出された場合、輸出された製品に使用された見なし輸入原材料・資材の量に応じた輸入関税の還付を受けることができます。

Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



© 2021 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.